

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和4年11月21日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	東広島市黒瀬支所南庁舎2階事務室空調設備修繕
(2) 物品・委託役務管理番号	18040102
(3) 物品委託役務内容	東広島市黒瀬支所南庁舎2階事務室2室の空調設備の更新を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和5年2月28日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市黒瀬支所南庁舎
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	修繕請負契約約款
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	修繕>備品・施設<小規模>修繕 設備類
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和4年11月21日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和4年11月21日～ 令和4年12月12日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和4年11月21日～ 令和4年11月29日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 健康福祉部 地域包括ケア推進課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0984 /ファックス番号 082-426-3117 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和4年12月2日～ 令和4年12月12日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和4年12月8日～ 令和4年12月9日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和4年12月12日 午前10時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

東広島市黒瀬支所南庁舎 2 階事務室空調設備修繕仕様書

- 1 業務名：東広島市黒瀬支所南庁舎 2 階事務室空調設備修繕
- 2 履行場所：東広島市黒瀬支所南庁舎
- 3 履行期間：契約締結日の翌日から令和 5 年 2 月 2 8 日まで
- 4 内容：東広島市黒瀬支所南庁舎 2 階事務室 1 及び事務室 2 の空調設備を更新し、既存機器（床置き） 3 台については撤去し、壁掛型空調設備 2 台を設置する。
- 5 施行箇所：東広島市黒瀬支所南庁舎 2 階 事務室 2 室
別紙図面及び現況写真参照
- 6 使用材料、数量等

名称	寸法・規格	数量	参考型式
空調機器（※）	定格冷房能力：9.0 kW 定格暖房能力：10.6 kW	2 組	S90ZTAXP-W 同等品
点検口	450mm×450mm	2 組	

（※）ダイキン仕様書については別紙参照

- 7 使用材料の仕様及び取付け・設置の注意等
 - （1）使用材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した最新版公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）に定めるところによる。ただし、東広島市長が許可した場合はこの限りではない。
 - （2）「6 使用材料、数量等」に記載した参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。
 - （3）次の作業を含む。
 - ・ 職員の指示によりリモコンホルダーの据付を壁面に行うこと。
 - ・ 1 階天井に確認、既設配管の撤去作業のための点検口を設ける。
 - ・ 事務室 1 の既存機器（床置き） 2 台については撤去し、ファンコイル配管は 1 階天井内でプラグ止めとする。
 - ・ 事務室 2 の既存機器（床置き） 1 台については撤去し、ファンコイル配管の銅管を切断し、床下に隠ぺいし残置する。
 - ・ 外壁面に設置の既存室外機について、撤去する。
 - ・ 分電盤（200V 電源供給）から 2 階天井裏を伝い空調設備まで屋内配線を行う。
 - ・ 室内機は、指定する位置に専用金具等で取り付ける。

- ・ 室外機は、転倒防止金具を取り付ける。
 - ・ 冷媒管及びドレン管を設置し、雨水等の侵入を防ぐように処理を行う。なお、冷媒管及びドレン管の外装は樹脂製カバーとする。
 - ・ 設置完了後、機器の動作確認を行い、職員に操作方法の説明を行うこと。
- (4) 配線、配管の施工方法は既設の壁掛型空調設備の施工方法を参考とし、設置場所（大まかな設置場所の図面は別紙のとおり。）及び設置日時・設置方法については、事前に発注者と十分に調整すること。
- (5) 取付け・設置に係る部品等の経費は受注者の負担とする。
- (6) 取付け・設置において必要となる電気、水道用水は、受注者に費用の負担を求めないものとする。
- (7) 取付け・設置に関しては、関連法令に基づき適切に行うこと。
- (8) 上記のほかに疑義が生じた場合は、発注者と十分に調整すること。

8 事前見学等

修繕対象施設の事前見学をできる限り行うこと。事前見学は、事前に発注担当課に申し出た上で、令和4年11月28日までに発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。（質問書提出期限：令和4年11月29日）

9 注意事項

- (1) 本修繕の実施に際し、修繕の受注者は履行場所の施設の運営に影響が出ないよう配慮すること。
- (2) 本修繕の実施期間中、履行場所の施設の利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (3) 本修繕の作業日程は、あらかじめ発注者と協議すること。
- (4) 受注者は、本修繕の実施にあたり修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第11条により修繕実施責任者を定めて発注者に通知すること。
- (5) 本修繕において必要となる電気、水道用水は履行場所の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。
- (6) 本修繕において、履行場所に備付けの備品等の用具を使用したいときは、事前に発注者の承諾を得ること。また、承諾を受けてこれを使用する際は丁寧に取り扱うこと。
- (7) 本修繕では、作業員の安全に十分配慮すること。
- (8) 本修繕の実施にあたっては、原材料の包装紙等を散在させること等のないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取り扱いに注意すること。
- (9) 本修繕にあたり、交換する等により取り外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。
- (10) 修繕の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として修繕完了後に提出すること。ただし、発注者が指示した場合は本修繕の完了前であっても写真の提出に応じること。

- (11) 本修繕に係る契約不適合責任は約款に定めるとおりとし、修繕に関わる製品等のメーカー保証書を提出すること。
- (12) 本修繕にあたり、建物又は備品等を損傷したときは、受注者の責任と負担により復旧すること。
- (13) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと復旧すること。
- (14) 発注者は、東広島市物品の調達等に係る契約における暴力団等の排除に関する要綱(平成21年10月1日訓令第47号)(以下、「暴力団排除要綱」という。)に定める事項を遵守した履行管理を行うので、受注者は、暴力団排除要綱第5条に定める不当介入を受ける等の事態となったときは、速やかに発注者に報告すること。
- (15) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

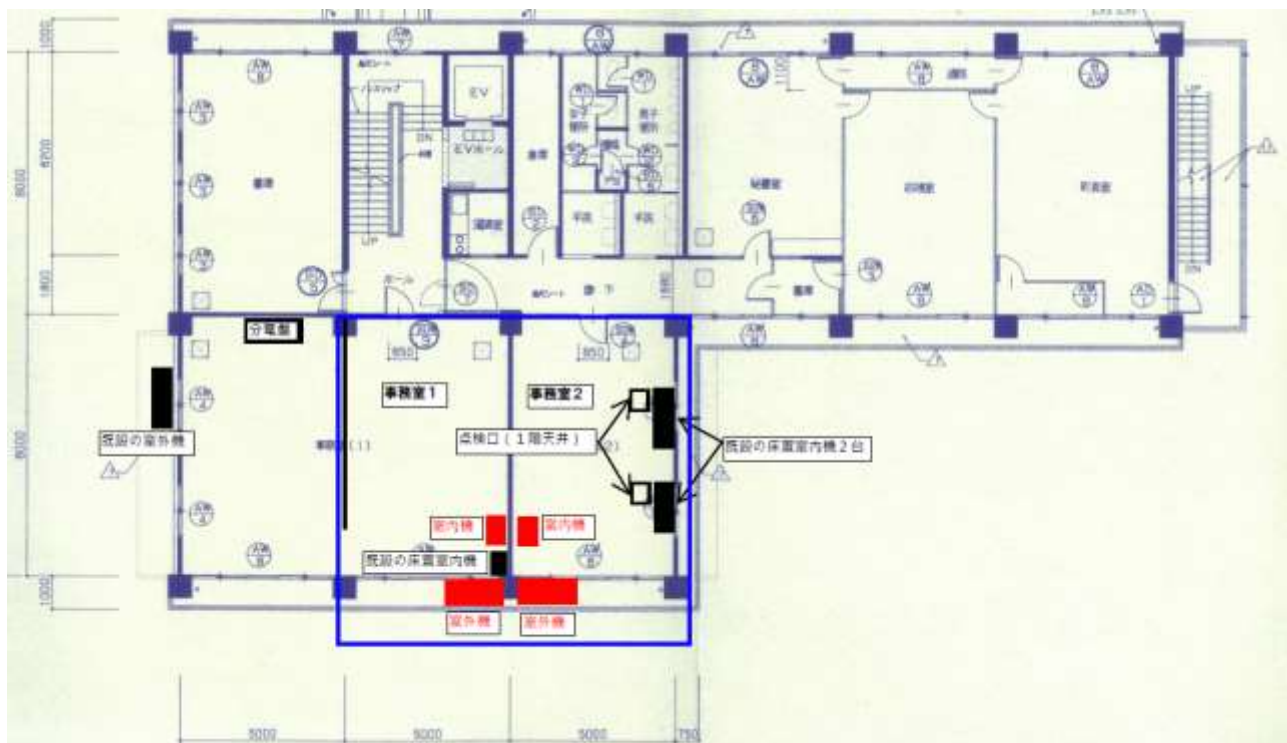
9 問い合わせ先

健康福祉部 地域包括ケア推進課 地域支援係

電話 082-420-0984

FAX 082-426-3117

別紙図面及び現況写真位置図参照



事務室 1



事務室 2



分電盤

